

ID: 1393

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 準用する土地改良法第108条第2項による清算金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農住組合法 第11条 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第86号 | | |
| <p>【基準】 準用する土地改良法第108条第2項の規定による。 (清算金)</p> <p>第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1557

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農地法 第3条の2第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和27年法律第229号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第3条の2第1項及び第2項の規定による。 (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)</p> <p>第3条の2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に限る。次項第1号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合</p> <p>(2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合</p> <p>(3) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合</p> <p>2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1558

担当部署: 農政課

| | | | |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要 | 措置命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農地法 第44条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和27年法律第229号 | | |
| 【基準】 | <p>法第44条第1項の規定による。 (措置命令)</p> <p>第44条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 775

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|------------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 特定農地貸付の承認の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項 | | |
| 法令番号 | 平成元年政令第258号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>政令第4条第3項の規定による。 (特定農地貸付けの変更等)</p> <p>第4条</p> <p>3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 660

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 市民農園整備促進法 第10条 | | |
| 法令番号 | 平成2年法律第44号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第9条及び第10条の規定による。 (勧告)</p> <p>第9条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画(第7条第5項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第10条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第7条第1項又は第5項の規定による認定を取り消すことができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 813

担当部署: 農政課

| | | | |
|-------------|---|---------|-------|
| 処分の概要 | 受益者からの負担金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第90条第6項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 | <p>法第90条第6項の規定による。 (国営土地改良事業の負担金)</p> <p>第90条 6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 814

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第90条の2第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第90条の2第1項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業、国営市町村特別申請事業及び第88条第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第113条の2第3項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 815

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第90条の2第4項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第90条の2第4項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2</p> <p>4 国、都道府県又は市町村は、第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業により造成された土地を第94条の8第5項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を第94条の8第4項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 816

担当部署: 農政課

| | | | |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第90条の2第6項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 | <p>法第90条の2第6項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2</p> <p>6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第113条の2第2項又は第3項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき第113条の2第3項の規定による公告があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 817

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 受益者からの分担金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第91条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第91条第3項の規定による。 (都道府県営土地改良事業の分担金等)</p> <p>第91条</p> <p>3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 818

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第91条の2第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第91条の2第1項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第91条の2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第88条第1項の規定により都道府県が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 819

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 目的外用途使用者等の特別徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第91条の2第4項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第91条の2第4項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第91条の2</p> <p>4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 820

担当部署: 農政課

| | | | |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要 | 賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 | <p>準用規定法第36条第1項の規定の要件に該当し、条例の定めにより賦課徴収する。 (経費の賦課)</p> <p>第36条 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費(第90条第4項(第91条第4項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第90条第8項又は第91条第5項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成27年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 821

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 特別徴収金の徴収(法第36条の2第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>準用規定法第36条の2第1項の規定の要件に該当し、政令の定めにより賦課徴収する。 政令第47条の2 (特別徴収金)</p> <p>第47条の2 土地改良区は、その組合員が法第36条の2第1項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体に対して補助金等(国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行に係る土地改良事業につき交付した補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなった場合に限り、同項の規定による徴収金の徴収をすることができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 822

担当部署: 農政課

| | | | |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要 | 一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| 【基準】 | <p>準用規定法第53条の5第1項の規定による。 (一時利用地の指定)</p> <p>第53条の5 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 823

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>準用規定法第53条の6第1項の規定による。 (使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第53条の2の2第1項の規定により換地計画において換地を定めないとされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 824

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|--------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>準用規定法第53条の6第2項の規定による。 (使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6</p> <p>2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われた土地(同条第1項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 825

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|--------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用) | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第96条の4 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>準用規定法第53条の8第2項の規定による。 (一時利用地の指定等に伴う補償等)</p> <p>第53条の8</p> <p>2 第53条の5第1項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 826

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 清算金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第108条第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】 法第108条第2項の規定による。 (清算金) 第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 827

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 土地改良事業の障害物の除去等 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地改良法 第119条 | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第195号 | | |
| <p>【基準】 法第119条の規定による。 (障害物の移転等) 第119条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 840

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 協定の認可の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業振興地域の整備に関する法律 第18条の11第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第58号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第18条の11第1項の規定による。 (協定の認可の取消し)</p> <p>第18条の11 市町村長は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 662

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|--------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 協定の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 集落地域整備法施行令 第11条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和63年政令第25号 | | |
| <p>【基準】 政令第11条第3項の規定による。 (協定の変更等)</p> <p>第11条 3 市町村長は、次に掲げる場合には、法第8条第1項の認定を取り消すことができる。 (1) 協定の内容が法第8条第4項の規定に違反するもの又は法第9条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合 (2) 協定の対象となる農用地の保全及び利用が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1561

担当部署: 農政課

| | | | |
|-------------|---|---------|-------|
| 処分の概要 | 改善命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第11条の15において準用する第11条の9 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| 【基準】 | <p>法第11条の15及び準用する第11条の9の規定による。 (準用)</p> <p>第11条の15 第11条の8から第11条の10までの規定は、第11条の11第1項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第11条の8から第11条の10までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「同意市町村」と、第11条の8及び第11条の9中「第11条の3各号に掲げる業務」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第11条の10第1項中「第11条の2第1項の規定による指定」とあるのは「第11条の11第1項の承認」と、同項第1号中「第11条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認める」とあるのは「第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなつた」と、同条第2項中「指定」とあるのは「承認」と、「公示しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と読み替えるものとする。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第11条の9 農林水産大臣は、第11条の3各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1562

担当部署: 農政課

| | | | |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要 | 指定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第11条の15において準用する第11条の10第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| 【基準】 | <p>法第11条の15及び準用する第11条の10の規定による。 (準用)</p> <p>第11条の15 第11条の8から第11条の10までの規定は、第11条の11第1項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第11条の8から第11条の10までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「同意市町村」と、第11条の8及び第11条の9中「第11条の3各号に掲げる業務」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第11条の10第1項中「第11条の2第1項の規定による指定」とあるのは「第11条の11第1項の承認」と、同項第1号中「第11条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認める」とあるのは「第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなつた」と、同条第2項中「指定」とあるのは「承認」と、「公示しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第11条の10 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支援法人が第11条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき。 (2) 支援法人が第11条の8の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 837

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|---------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 農業経営改善計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第13条第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第13条第2項の規定による。 (農業経営改善計画の変更等)</p> <p>第13条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者(次条において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1671

担当部署: 農政課

| | | | |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要 | 青年等就農計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第14条の5第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| 【基準】 | <p>法第14条の5の規定による。 (青年等就農計画の変更等)</p> <p>第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定就農者が認定就農計画に従って同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p> | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1563

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 農用地利用集積計画の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第20条の2第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第20条の2第2項の規定による。 (農用地利用集積計画の取消し等)</p> <p>第20条の2</p> <p>2 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 838

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|---------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 農用地利用規程の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第24条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第24条第3項の規定による。 (農用地利用規程の変更等)</p> <p>第24条</p> <p>3 同意市町村は、認定団体が前条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>政令第10条の規定による。 (農用地利用規程の認定の取消しの事由)</p> <p>第10条 法第24条第3項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。</p> <p>(2) 法第6条第5項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第24条第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が法第23条第3項第1号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第24条第1項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更該当する場合を除く。)</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1707

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|-------------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 事業計画の認定の取消し等 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第2項及び第3項 | | |
| 法令番号 | 平成26年法律第78号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第8条の規定による。 (事業計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 839

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 組合員等への事務費の賦課 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業災害補償法 第87条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和22年法律第185号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第87条第1項の規定による。</p> <p>第87条 組合等は、共済規程等の定めるところにより、第14条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1594

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|---------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等 | | |
| 法令名 根拠条項 | 森林法 第10条の9 | | |
| 法令番号 | 昭和26年法律第249号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第10条の9の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)</p> <p>第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。</p> <p>3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>4 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ相当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>(4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 698

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 施業実施協定の認可の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 森林法 第10条の11の16第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和26年法律第249号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第10条の11の16第1項の規定による。 (施業実施協定の認可の取消し)</p> <p>第10条の11の16 市町村の長は、第10条の11の9第1項若しくは第2項又は第10条の11の13第1項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第10条の11の12第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1593

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 森林経営計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 森林法 第16条 | | |
| 法令番号 | 昭和26年法律第249号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第16条の規定による。 (認定の取消し)</p> <p>第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。</p> <p>(2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。</p> <p>(3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1668

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|---|---------|-------|
| 処分の概要 | 設備整備計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第8条第3項 | | |
| 法令番号 | 平成25年法律第81号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第8条の規定による。 (設備整備計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定設備整備者」という。)は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。</p> <p>3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第3項の認定に係る設備整備計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第3項から第11項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 3030

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|---------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 違反転用に対する処分又は違反を是正する措置等の命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農地法 第51条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和27年法律第229号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第51条の規定による。 (違反転用に対する処分)</p> <p>第51条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者(以下この条において「違反転用者等」という。)に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4条若しくは第5条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置(以下この条において「原状回復等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人</p> <p>(2) 第4条第1項又は第5条第1項の許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人</p> <p>(4) 偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p> <p>3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第1項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。</p> <p>(3) 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。</p> <p>4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。</p> <p>5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 6 月 30 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 3034

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第10条第1項の規定による。 (許可に係る措置命令等)</p> <p>第10条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 第2種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成27年6月30日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 3035

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 許可の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第2項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第10条第2項の規定による。 (許可に係る措置命令等)</p> <p>第10条</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 6 月 30 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 3039

担当部署: 農政課

| | | | |
|--|----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第22条第1項の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等)</p> <p>第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成27年6月30日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 3040

担当部署: 農政課

| | | | |
|---|----------------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 飼養の登録の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第2項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第22条の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等)</p> <p>第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 6 月 30 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |